

# ハンセン病違憲国賠裁判全史

第 6 卷

被害実態編

西日本訴訟(Ⅰ)

---

ハンセン病違憲国賠裁判全史編集委員会

## 検証の意義

### i ハンセン病訴訟における検証

ハンセン病被害の実態は、終生強制隔離政策によって引き起こされた人生被害である。熊本判決の言葉を借りれば、「ある者は、学業の中止を余儀なくされ、ある者は職を失い、あるいは思い描いていた職業に就く機会を奪われ、ある者は結婚し、家庭を築き、子供を産み育てる機会を失い、あるいは家族との触れ合いの中で人生を送ることを著しく制限された。いずれにしても人として当然に持っているはずの人生のありとあらゆる発展可能性が大きく損なわれた」（四七八頁）のである。

療養所において行う検証においては、この被害の本質を浮かび上がらせることが何よりも求められた。一方で、長年の隔離、そして全患協を中心とする処遇改善の運動により、現在の療養所が変化していることも事実であった。

そこで、「現在の療養所の姿」ではなく、「強制隔離政策の象徴として、過去から現在まで継続する、終の住処としての療養所の姿」を、裁判所にいかに理解させるかに力を注ぐことになった。

以下、菊池恵楓園における「検証」とともに、出張尋問における「事実上の検証」についても若干触れたい。

### ii 検証の準備

「過去の隔離政策の象徴としての療養所」をあぶりだすために、まず何よりも資料収集に力を注いだ。全患協ニュース縮刷版とともに、菊池恵楓園の自治会図書室、長島愛生園の文庫、多磨全生園の資料館などを繰り返し訪問し、資料のコピー・写真の接写を行つた。一番苦労したのは、月に一冊発刊される菊池恵楓園自治会誌である。園設立後からまさに九〇年に渡る歴史が刻み込まれているが、マスクをし、埃にまみれ虫食いだらけの自治会誌の一冊一冊に目を通し、指示説明事項のヒントを探した。

その上で、「過去の療養所の姿」を「現在の終の住処としての療養所の姿」へとつなぐため、原告や園の資料館責任者から聞き取

りを行い、指示説明事項を膨らませていった。

なお、検証対象や目的は異なるものの、水俣病裁判の検証調書及び検証指示説明書を入手した上、水俣弁護団員から経験を聞いたことも、検証当日の行動イメージを持つには有益であった。

### III 検証当日

こうして、裁判所は、一九九九年二月一九日、菊池恵楓園内の監禁室跡、隔離の壁、火葬場跡、刑務所など二六箇所を検証した。国は予想通り、「現在の療養所の姿」に焦点を絞り、ことさらに処遇改善を強調し、過去と現在の断絶を狙つた。その狙いをうち破つたのは、原告弁護団の指示説明を補充する、原告本人の生の声だった。

恵楓園の在園者である原告が、裁判長に向かって、隔離壁近くにそびえる高さ一〇メートルほどの樹木を指さした。「私が収容されたころ、この木は三メートルほどしかありませんでした。それがいつの間にか、ここまで大きくなつたんです。裁判長が外で生活されている間、私はこの木とともに齡を重ねてきたのです。」

### IV 奄美和光園における事実上の検証

熊本地裁の出張尋問は、香川県の大島青松園を皮切りに四療養所で行われた。一〇〇〇年一〇月五、六日には、鹿児島県奄美大島の和光園にて、出張尋問が行われた。和光園では、靈安室から身元不明のホルマリン漬けの臓器が発見されていた。そこで、正式な検証としてではないが、出張尋問の二日目に、事実上の検証を行うことになった。

山間の和光園の中でも、さらに山側にのぼつた、こんもりと木々が繁つた中腹に、靈安室兼解剖室があつた。窓は割れ、吹きさらしの状態である。その中の薄汚れた流し台の下に、臓器のホルマリン漬けがただ無造作に放置されていた。身元不明の患者さん数十名の大脳などの臓器は、療養所が患者さん達をどのように扱つていたのか、そんなことを見る者に必死に訴えかけているようで、裁判官を含め誰もが無言であつた。

### ▼ 検証の意義

検証や出張尋問における事実上の検証が、裁判所の心証にどのような影響を与えたか、原告らとしては知るよしもない。しかしヒントが残されている。異例のことではあるが、国の控訴断念後、熊本判決の杉山正士裁判長が新聞社の取材に答え、こう述べた。

「現場が問題となつてゐる訴訟では現場を見れば特殊性が分かるのです。本件でも現場である療養所を通して被害がはつきりし、肌身で感じられるようになりました。そして自分の生きた時代と照らし合わせて考えると身につまされる思いになつたのです。」

検証とは、裁判官が五感の作用によつて物体の性状・現象を検閲して証拠資料を得る証拠調べにしかすぎない。しかし「物体の性状・現象」を通して、厳然とそこに横たわる、原告らの被害を裁判所に認識させること、そこに「被害に始まり、被害に終わる」集団訴訟における検証の意義がある。

熊本訴訟においては、検証を出発点に、療養所での出張尋問や事実上の検証を繰り返す中で、裁判所に終生隔離政策による人生被害を体感させることができた、そう言えるだろう。

（古賀 克重）